

日本循環器学会ソーシャルネットワーキングサービス利用指針

2024 年 3 月 7 日

日本循環器学会情報広報部会

【本指針制定の背景】

近年ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service：SNS）の普及により、世界中の人々が直接社会に向けて情報を発信することが可能となっている。日本循環器学会（Japanese Circulation Society：JCS）が提供するガイドラインや学会発表等の医療情報も、SNSにおいて議論の対象となっている。それ故に JCS 会員が学会の使命を伝える役割を担っていることを認識し、SNS 上で JCS が発信する情報の影響力を十分に理解することが必須である。また、SNS の機能や社会における役割も変化してきており、2019 年 3 月に JCS が作成・公開した JCS ツイッター指針も改訂する必要がある。

【本指針の適用範囲】

本指針内で言及する SNS とは、登録された利用者同士が文章、画像、動画、音声を介してインターネット上でやりとりできるサービスを指し、具体的には X、Facebook、YouTube、Instagram、LinkedIn などが含まれる。

【本指針の目的】

本指針は、JCS の学会活動に従事する者が SNS を介した情報発信の手引きとして用いられる。

【日本循環器学会の SNS 利用における 5 原則】

1. プライバシー保護

JCS が個人情報の収集・保持・使用に際し、JCS の個人情報保護方針に従い第三者のプライバシー保護に配慮する。

2. 第三者の権利尊重

JCS が著作権・商標権・肖像権など第三者の権利を侵害しない。

3. 透明性の担保

JCS が管理する公認アカウントは、不特定の個人的見解ではなく JCS を代表する立場で運用される。

4. 技術利用に対する責任

JCS が不適切な追跡ソフトウェアやウェブサイトには協力しない。

5. 関連法令の遵守

JCS が常に最新の関連法令を遵守した上で利用する。

【日本循環器学会のソーシャルネットワーキングサービス利用における免責事項】

1. JCS 公認アカウントは誤内容や悪意ある改ざんなどを用いて行う行為について一切の責任を負わない。
2. JCS 公認アカウントは第三者から投稿された内容について一切の責任を負わない。
3. JCS 公認アカウントは、当該アカウントに関連して生じた第三者間でのトラブルについて一切の責任を負わない。

日本循環器学会情報広報部会員および事務局員
(以下：情報広報部会員等と言う)

投稿 10 原則

- ① 有益で正確な情報を投稿する
情報広報部会員等は正確な内容を、JCS が定めるハッシュタグを明記して投稿する。
- ② 投稿には視覚的情報を含める
情報広報部会員等は文章に画像や動画など視覚的情報を含めて投稿する。
- ③ 信頼できる特定サイトへのリンク先を明記する
情報広報部会員等は信頼できる特定サイトへのリンク先に、利用者が正確に辿り着けるように留意して投稿する。
- ④ 日本循環器学会学術集会および地方会で重要なスライドを投稿する
情報広報部会員等は JCS が定めるハッシュタグを明記して発表者を明らかにして投稿する。
- ⑤ 学術的な内容を投稿する
情報広報部会員等は学術的な根拠に乏しい内容や営利企業の宣伝広告に繋がる内容あるいは利益相反になるような投稿は避ける。
- ⑥ 有意義な第三者の投稿を拡散する
情報広報部会員等は JCS や閲覧者にとって適切な内容を含む第三者の投稿を拡散する。
- ⑦ 他者へ不利益を与える情報を投稿しない
情報広報部会員等は誹謗中傷や差別的な内容など、他者への不利益を及ぼす投稿をしない。
- ⑧ 著作権に配慮して投稿する
情報広報部会員等は画像や動画等の著作権に配慮して投稿する。
- ⑨ 国内外の差異を意識して投稿する
情報広報部会員等は国による法令の相違を十分に意識して投稿する。
- ⑩ 投稿内容の恒久性
情報広報部会員等は投稿内容が記録として恒久的に残ることを認識して投稿する。